

令和6年度大江町木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内の居住の用に供する住宅について、大江町木造住宅耐震診断士（以下「耐震診断士」という。）を派遣し、耐震診断を行うために必要な事項を定め、もって、地震に対する安全性の確保及び向上を図り、震災に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 木造住宅の地震に対する安全性等を、財団法人日本建築防災協会が定める一般診断法による診断等で評価することをいう。
- (2) 耐震診断士 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する一級建築士、二級建築士及び木造建築士の資格を持ち、都道府県、市町村等が主催する木造住宅の耐震診断講習会等の木造住宅耐震診断の業務に必要な講習会を受講した者をいう。

(対象事業)

第3条 耐震診断士の派遣対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）及び対象者は、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

- (1) 平成12年5月31日以前に着工された戸建木造住宅であるもの
- (2) 階数が2以下の住宅であるもの
- (3) 店舗等併用住宅の場合は、延床面積の2分の1以上が住宅の用途であるもの
- (4) この要綱に基づく耐震診断を過去に受けていないもの
- (5) 補助金申請年度の3月20日までに事業が完了する見込みのもの
- (6) 本町における納付すべき町税等を滞納していないもの

(派遣の申請)

第4条 耐震診断士の派遣を希望する対象住宅の所有者（当該対象住宅が共有に係るものである場合は、共有する者のうちから選任した代表者1名をいう。）は、構造的に独立した棟ごとに、大江町木造住宅耐震診断士派遣申請書（様式第1号）を、町長に提出しなければならない。

(派遣の決定)

第5条 町長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、耐震診断士の派遣が適当と認められるときは、大江町木造住宅耐震診断士派遣決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により申請者（以下「派遣対象者」という。）に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による派遣の決定内容を変更したときは、大江町木造住宅耐震診断士派遣変更通知書（様式第2号）により派遣対象者に通知するものとする。

(派遣の辞退)

第6条 派遣対象者は、決定通知書を受けた後において、耐震診断士の派遣を辞退するときは、速やかに大江町木造住宅耐震診断士派遣辞退届（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

(派遣決定の取消し)

第7条 町長は、派遣対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第5条第1項の派遣の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正の手段により派遣の決定を受けたことが判明したとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 町長は、前項の規定により派遣の決定を取り消したときは、その理由を付して、大江町木造住宅耐震診断士派遣決定取消通知書（様式第4号）により派遣対象者に通知するものとする。

(派遣の実施)

第8条 町長は、第5条第1項の耐震診断士の派遣を決定したときは、速やかに耐震診断士を派遣しなければならない。

(耐震診断士認定証の携帯)

第9条 前条の規定により派遣される耐震診断士は、現地調査を実施する場合には、常に耐震診断士認定証(様式第5号)を携帯し、関係者からの請求があったときは、これを提示しなければならない。

(耐震診断結果の報告)

第10条 耐震診断士は、対象住宅の耐震診断が完了したときは、速やかにその結果を大江町木造住宅耐震診断結果報告書(様式第6号)により町長に報告しなければならない。

(耐震診断結果の通知)

第11条 町長は、前条の規定により耐震診断結果の報告を受けたときは、速やかに大江町木造住宅耐震診断結果通知書(様式第7号)により、当該派遣対象者に通知するものとする。

(派遣に要する費用)

第12条 耐震診断士の派遣に要する費用は、1棟当たり消費税及び地方消費税相当額を含め、次のとおりとする。

	町負担額(円)	派遣対象者負担額(円)	費用合計(円)
住宅の図面がある場合	135,000	15,700	150,700
住宅の図面がない場合	175,000	19,700	194,700

2 派遣対象者は、結果通知書の受理後速やかに、前項に規定する額を町に対して支払うものとする。

(派遣対象者に対する指導及び助言)

第13条 町長は、耐震診断結果に基づき、対象住宅の地震に対する安全性の確保及び向上が図られるよう、派遣対象者に対して必要な指導及び助言をすることができる。

(守秘義務及び禁止行為)

第14条 耐震診断士は、派遣中及び派遣の終了後において、派遣事業の実施に関し知り得た個人情報その他の秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

2 耐震診断士は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 派遣事業に関し、派遣対象者から金銭を受け取ること。
- (2) 派遣対象者に関し、不必要な改修を勧めること及び自己の利益を誘導するための行為を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、耐震診断士としてふさわしくない行為を行うこと。

(業務の委託)

第15条 町長は、この事業に関する業務の一部を委託することができる。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。